はじめに

漱石の「種痘届」

要旨

状態について考察する。 漱石の熊本時代、第五高等学校の状況、漱石の心理 就本時代の「天然痘」の流行と第五高等学校の状況、漱石の心理 と、明治三二(一八九九)年熊本で「天然痘」が流行したときの と、明治三二(一八九九)年熊本で「天然痘」が流行したときの と、明治三二(一八九九)年熊本で「天然痘」が流行したときの と、明治三二(一八九九)年熊本で「天然痘」が流行したときの と、明治三二(一八九九)年熊本で「天然痘」が流行したときの 大説が明らかになった。「種痘」によって顔に「痘痕」が残った。 知られていたが、長年その書類の行方が分からなくなっていた。

キーワード

夏目漱石、漱石と熊本、第五高等学校、種痘

夏巨漱石 淶

していたことは、原武哲氏の「漱石の種痘『届』」(『漱石全集』 漱石が、熊本の第五高等学校に在任中、学校に「種痘届」を出

見えてくる。

見えてくる。

見えてくる。

見えてくる。

見えてくる。

見えてくる。

、天然痘の流行と第五高等学校の対策

報じられた。同三月三日付の新聞によると、県下に三人の天然痘に入港した米国郵船チャイナ号の乗客に天然痘が発生したことが明治三二(一八九九)年二月二八日付「九州日日新聞」で長崎

*崇城大学非常勤講師

村田 由美

伝えてい の患者が発生した。 患者は次第に増え、 新聞は刻々とその様子を

いる。 はじめ各郡が予防のための 三人の患者に加えてさらに五人の新患者が発生したことを述べて 三月九日付の新聞では として「県下天然痘流行の兆」を示すに至ったので熊本市を という。 患者は熊本市から宇土郡に及び、「罹患原因系統は皆不 「天然痘伝播の兆あり」 「種痘を励行せんと」「其筋にて協議 という見出 して、

署に となったが、さらに増え、 告によると熊本市一八人、飽託郡一二人、 痘が熊本全市に蔓延しただけでなく、「接近地なる飽託郡の各 これに対して、徳久恒憲知事が各郡市役所、 に及んでおり、 |月一五日付の新聞では「天然痘の猖獗」という見出しで天然 一三日夕までに県の衛生課に届け出られた報 四〇人近くになっていると述べている。 宇土郡一 町村役場及び警察 一人の計三一人

種痘善感後五年を経過したる者は無洩接種せしめ伝染の不幸痘者は勿論再三種を経へたる者と雖も年齢五十年以下にしてるやも保し難し依て各市町村に於ては来四月二十日迄に未種之今にして予防の方法を施すにあらざれば如何なる惨害を蒙 に陥らざる様取計ふべし但種痘施行の日 県下熊本市及飽託郡宇土郡に於て天然痘発生し流行 |に町村郡役所を経て県庁に報告すべし 時場所は予じめ 0 兆候 市は

という「訓令」 を出したことが報じられる

月曜と木曜日を種痘日としていたが、 草場町 (現熊本市中央区草場 町 にある 昨日 (一三日) 「修道病院 から休日 では毎週

> 種痘者が二四〇余人に上ったことも報じられている。 を除く毎日午後種痘を行うことにしたところ、 昨 H 几 日 は

たる二三日から二五日まで、 三月一九日付 するとも記載されている。 「九州日日新聞」 「二夜三日の痘瘡除けの祈祷を執 では熊本市内の藤崎八旛宮で来

が訓令を発した。五高資料には訓令案と学内の廻覧命令も残って る。 五高では、県知事の訓令に応じて、 訓令は以下の通りである。 三月一六日付で中川 元校長

11

本校職員

熊本県下各地ニ於テ目下天然痘

発生シ漸次蔓延ノ兆候有之

衛生上忽諸二付スベカラザル次第

二付本年一月以降未種痘ノモ ノハ此際各自種痘致様致サル

ベシ

但本年一月以降種痘 了者 八医

師ノ種痘証ヲ添 、其旨届

ラルベシ

右訓令ス

治三十二年三月十六日

明

第五高等学校中川 元

生徒については次のような文書が残っている。 無論、 種痘は教職員だけではなく、 生徒に対しても行われ

本校二於ケル種痘執行日別及時 明 治 三十二年三月十六日 起案

間御達之件

法科三年

甲 Z

明十七日ヨリ本校閲覧室ニ於テ左ノ ヲ受クベシ 時間割之通リ種痘ヲ執行ス未種痘 ノ者ハ該時間内ニ於テ衛生医ノ接種

十八日后ノ時間割ハ追テ指示スベシ 十七日 午前八時ヨリ十時 法科二年甲組 料一人金五銭ヲ前納スベシ 午后一時半ヨリ三時マデ二部一年乙組

但種痘時間ハ授業ヲ休ム又手数

年月日

十八日の予定については翌日また指示が出ている。

明治三十二年三月十七日起案 生徒明十八日悉皆種痘御執行 二付御達之件

日執行未済之分明十八日午前第八時ヨリ悉皆左之 本校二於ケル生徒種痘之儀今十七

順次二依リ執行致条無洩衛生

医ノ接種ヲ受クベシ 但明十八日ハ授業ヲ休ム

年月日

校名

生徒

文 法 二 年 乙 二部二年乙 二部二年甲

機械二年 土木二年 三部三年 二部三年

三部二年

機械一年 土木一年

法一年乙 法一年甲

二部一年甲 以上

同じく十七日の起案書に

未種痘生徒登校二関シ御達 明治三十二年三月十七日起案

案

之件

生徒

種痘ヲ了セサル間ハ登校ヲ許サス 今般未種痘之者ハ来ル廿二日以後

右相達ス

年月日

徹底した対策が取られていたことがわかる。 これらの書類から学校では、 授業も休業にして種痘を行うなど、

については記載されていない。当時の第五高等学校に、これだけ 学校一覧』 前が挙がり「種痘済」と書かれた書類があることだ。『第五高等 取締」一人、「小使兼喇叭手」三人、「小使」二〇人のすべての名 多くの人々が雇用されていることが分かる興味深い資料である。 「園丁」一人、「職工」一人、「小使取締」二人、「小使兼喇叭手 の教職員名簿には、こうした学校で雇われている人々

校長

さらに興味深いのは、「習学寮炊事場雇人」九人、「校丁」五人

二付此際速二御届出相成度候也

等二候処于今御届出無之取調上指支工夫

年月日 課名

職員

学)、 ていないのは、 村太郎(体操)、木下真三郎 尾槙太郎(倫理・漢文)、 よる証明書が添えられているのは松原旦次郎 られていた書類は漱石のものを含め、 公篤(書記)、 書類には医師の証明書を添えたと書いてあるが、 (雇・会計)長谷川貞一郎 これにしたがってやっと職員の種痘届が出されたようだ。綴じ 久後元長 (ドイツ語)、吉田七郎 戸張瀧三郎(柔道)の四人。 児島献吉郎 岩政憲三(経済通論)、 (漢文)、二宮哲三 (ドイツ語)、 (歴史)・井手大次郎 (雇・会計)、 (嘱託・化学)の一一人である。 二九人分。そのうち医師に (測量)、太田黒 (フランス語)、 小溝茂橘 証明書の残っ 仙川 化 清 長

医師の証明書はないが医師名、 病院名が書かれているものは鈴

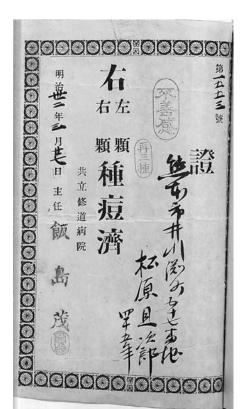
三 教師の 種痘届

月二五日付で再び学校長の訓令が出された。 六日の訓令後、 ところで肝心の教師たちの接種状況はどうであったかというと、 種痘届を提出した者が少なかったのだろう。三

明治三十二年三月廿五日起案

本月十六日付訓令ニ依リ本年一月以降 種痘届督促ノ件

種痘在ハ医証ヲ添へ其ノ旨届出可相成



松原旦次郎の「種痘証」

(地質)、伊形喜一郎(体操)、能勢権七(学寮)の六人。木千代吉(図画)、原田盛夫(図書)、東平喜(会計)、篠本二郎

文)、漱石(英語)の四人。ものは緒方武(体操・学寮)、伊藤肇(国語・作文)、黒本植(作きのは緒方武(体操・学寮)、伊藤肇(国語・作文)、黒本植(作参断書も病院名も書かれていないが、種痘済みの届けを出した

大森藤蔵(化学)の二人。 まだ接種していないことを届け出たのが野田長三郎(撃剣)、

全員分ではない。ここは交長、教頭の名前もない。二度の交長しかし、このメモの分を入れても、残存する資料は当時の職員操)、木村邦彦(英語)、中島春海(撃剣)の八人。機械学)、武藤虎太(歴史)生駒新太郎(漢文)、沼田大九郎(体機械学)、武藤虎太(歴史)生駒新太郎(漢文)、沼田大九郎(体があげられているのが杉山岩三郎(数学)、大平松次郎(図画・ごのほか、メモのようなものに書かれた紙に「未」として名前

料からは、残念ながら判断できない。命令によってどの程度種痘が徹底されたものかは、残っている資金員分ではない。ここには校長、教頭の名前もない。二度の校長しかし、このメモの分を入れても、残存する資料は当時の職員

四、漱石の「種痘届.

すれた薄い文字で一気に書かれたようだ。 漱石は、校長の督促に従って「届」を提出している。かなりか

届伸田

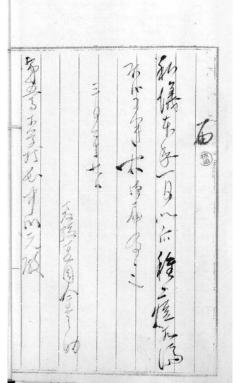
居候につき右御届及候也私儀本年一月以后種痘相済

三月二十七日

教授 夏目金之助

第五高等学校長 中川元殿

掲 等官六等教授夏目なにがしであってみれば、 痘する必要性を認めず、とは言え、 しって泣きわめいた苦い記憶をよみがえらせた」漱石は「今更種 を迫られたとき、幼い頃の「天然痘の痒さのあまり体中を掻きむ にして笑いとばす余裕を醸し出し、 き直り、自虐的に自己を戯画化、 ウィークポイントであった」と述べる。これを「逆手に取って開 て「痘痕」が「身体的ハンディキャップであり、最も気になる を気にしている様子や、留学中の書簡を取り上げて、漱石にとっ 武哲氏は、漱石が『吾輩は猫である』で珍野苦沙弥が「痘痕面」 「自己申告の『届』を書いたことであろう」と推測している 果たしてこの 『漱石全集』第二六巻「月報」)。 芸術、文学として昇華した」と論じた。そして種痘証の提出 届 の 通り 「種痘」 滑稽化した。 客観化、 届けを義務付けられている高 を行ったものかどうか。 相対化することによ 躊躇することなく」 肉体的欠損を材料



夏目漱石(金之助)の種痘届

てやったことか。」「昔々養育に骨折ったことをいろいろとならべ ころがり落ちて腰の骨の脱けた時、どんなに自分がめんどうをみ だわりの一つであり、 に看病してあげたと思う。五歳の時小便をしようとして縁側から の幼時のことなど」「子供のころ疱瘡を病んだ時、どんなに寝ず れて来たことが述べられている。「塩原を出てからのこと、夏目 なっているが「塩原のおやすさんから長い手紙」 年ごろのことか三一年(一八九八)のことか極めてわかりにくく 本疱瘡になったときの「苦い記憶」を呼び起こされていた。それ 立てたそれはそれはくどい手紙」だったという。つまり、 いた。『漱石の思い出』によると、 1輪をかけたのが、この「種痘」命令だった。 かに原武氏の指摘するように「痘痕」 この幼児体験を思い出させる重要な事件が起こって 養母やすからの手紙で、 劣等感でもあった。 記述が明治三〇(一八九七) 幼時 しかし、 は漱石の極めて強 「種痘」を受けた後、 が学校宛に送ら 熊本ではさら 熊本時

うとした養父母の不快な記憶をも呼び起こすものだった。泣きわめいた苦い記憶」とともに、なにかにつけては恩を着せよ漱石にとって「種痘」は「天然痘の痒さのあまり掻きむしって

生徒や寮の炊事場雇人や小使いなどの種痘を行っている。ている。柿田は、五高の衛生医柿田末四郎である。柿田は五高の実は、漱石の「届」には、「届」のすぐ下に柿田の印鑑が押されの「種痘届」は原武氏の言うような「自己申告書」なのだろうか。では、漱石は二度と「種痘」をしたくはなかっただろう。では、漱石

る。これは、明らかに校医である柿田が認めたということだ。つを受けられないという届けを出した大塚の届けには柿田の印があ書かれた緒方、原田、黒本、伊形、山川のもの、風邪のため種痘種痘届の中にも、柿田医院あるいは「当校」で種痘を行ったと

めたものということになる。まり漱石の「届」は、単なる「自己申告書」ではなく、校医が認まり漱石の「届」は、単なる「自己申告書」ではなく、校医が認

では、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つでは、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つでは、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つでは、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つでは、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つでは、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つ

漱石は、種痘を受ける必要はなかったのである。 「種痘規則」があることがわかった。その第二条に「種痘ハ善感 「種痘規則」があることがわかった。その第二条に「種痘ハ善感 があることがわかった。その第二条に「種痘ハ善感 でに既べると明治一八(一八八五)年一一月九日布告された

と考えられる。「天然痘」の罹患者であることを認め、これに印鑑を押したのだ師の柿田に見せたのか。詳細は不明だが、柿田は漱石がすでに善されを漱石は知らなかったのか、とりあえず「届」を書き、医

ス一二六人(罹患者五六一人)だった。
次はジフテリアの一四一人(罹患者三六一人)、第三は、腸チフ亡者が多かったのは赤痢患者で二八六人(罹患者一五三九人)。二○人の死亡に比較するとはるかに少ない。明治三二年で最も死二○人の死亡に比較するとはるかに少ない。明治三二年に天然痘で亡く『熊本県統計資料』によると、この明治三二年に天然痘で亡く

のような経験は二度となかった。 は、 うした徹底した予防策が功を奏したといえる。 英国留学後の漱石 四五)年まで死者が一千人を超えることはなかった。それは、こ 八(一九一九)年に九三八人の死亡者が出て以来昭和二〇(一九 三回目にあたる。全国で一万五六六四人が死亡した。その後大正 天然痘は明治時代、四度大流行した。明治二九年から三〇年が 明治四〇(一九〇七)年まで教職に身を置くが、 熊本でのこ

参考文献

- ・夏目鏡子述・松岡譲筆録『漱石の思い出』(角川文庫、 昭和四
- ・『熊本県統計書』明治三二年

河田勇共編『官民必読六疫法林』(明治二八・八)

- 『明治時代史辞典』(吉川弘文館、二〇一三・七)
- 五高資料

※なお、 掲載した写真は五高記念館から提供されたものである。